

「第4次兵庫県環境基本計画」の見直しについて(案)

平成 29 年 10 月
兵庫県環境政策課

1 見直しの契機

平成 26 年 3 月に策定された「第4次兵庫県環境基本計画」では、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととされており、計画策定から約3年半が経過した現状を踏まえて、新たな環境課題に適切に対応するための見直し検討が必要となっている。

2 県内外の社会経済の状況

兵庫県においては、平成 21 年をピークに人口減少社会に転じており、高齢者人口割合が 20% を超え、さらなる少子高齢化が進んでいる。そのような中、全国に先駆けて地域創生条例及び地域創生戦略を策定し、県内の各地域で活力のある地域社会を構築していくための取組を推進している。

国においても少子高齢化の傾向は同様であるものの、三大都市圏の人口シェアが従前から一貫して上昇傾向にあるなど、都市への人口集中と過疎化が進んでいる。今後、社会インフラの老朽化が急速に進み、維持管理・更新のコストの増加が見込まれる一方、IoT(モノのインターネット化)や AI(人工知能)に関する技術革新により、これまでの産業構造や就業構造が大きく変革し、環境分野においても、効率化や高速化、省人化等による課題解決が期待されている。

世界では、2015(平成 27)年 9 月の国連総会において、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標」(SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、環境分野も含めた 17 ゴールの同時達成を目指した施策が展開されている。

3 第4次兵庫県環境基本計画の推進状況と県内外における新たな環境課題

現計画では、環境を取り巻く情勢として、地球温暖化が進行し、異常気象による自然災害リスクの高まり、海水温度の上昇などによる生物多様性の喪失が懸念されており、これらの地球環境の悪化に対して、一人ひとりのライフスタイルを見直す必要や、頻発する自然災害に強い環境づくりを進める必要があることが指摘された。

現計画策定以降これまでの間において、世界レベルでは、2015(平成 27)年 12 月に開催された COP21 において、「パリ協定」が採択、翌 2016(平成 28)年 11 月に採択から 1 年以内という早さで発効され、歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意がなされた。これを受け、国でも平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出削減に向けた中期目標、長期的目標が示されている。

県においても、平成 29 年 3 月に「地球温暖化対策推進計画」を策定したほか、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、県計画を新たに策定するなど、個別分野での取組が進んでいる。

第4次兵庫県環境基本計画の点検・評価においては、大気・水質の環境状況の改善が進んでいる一方で、CO₂吸収源としての森林機能の充実や地域の実態に応じた野生動物被害対策、産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の取組などの課題が示され、あらゆる側面から課題解決に向けた取組が必要となっている。また、指標の妥当性や評価方法・基準の明確化といった課題も顕在化している。

4 第4次兵庫県環境基本計画見直しの主な視点

このような今日の環境課題や県内外の社会経済の状況、これまでの第4次兵庫県環境基本計画の点検・評価を踏まえ、以下のような視点により、基本計画の見直しの検討を開始してはどうか。

(1) 新たな環境課題への対応

「パリ協定」は発効されたものの、米国の離脱表明により、国際的な取組への機運低下も懸念されているなか、地球温暖化対策を後退させないためにも、再生可能エネルギーによる地域活性化や削減代替措置の仕組みづくり、適応策の一層の推進など、新たな視点から検討する必要があるのではないかと。

また、人里で出没が相次ぐツキノワグマ対策や、ヒアリをはじめとする危険な特定外来生物の防除、さらには人口減少社会における里地・里山の保全・再生など、人と自然が共生・共存するための新たな対策を検討する必要があるのではないかと。

(2) SDGs の考え方の活用

先進国、途上国を含めた国連に加盟している全ての国を対象として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえ、これまでの基本計画の理念は維持した上で、SDGs の考え方を活用できないかと。

(3) メリハリのある指標による進捗管理

各種施策を着実かつ効果的に進めるためには、進捗状況を適切に把握し、PDCA サイクルを回すことが重要である。そのため、「ひょうごの環境指標」を見直し、重要度に応じた重み付けを行うなど、県民に分かりやすい指標に再整理するとともに、個別分野における行政計画の策定内容を反映し、数値目標をもった適切な指標による進捗管理を行う必要があるのではないかと。

また、指標の評価にあたっては、明確で客観的な評価基準を設定することが必要ではないかと。

第5次兵庫県環境基本計画(仮称)の骨格(案)

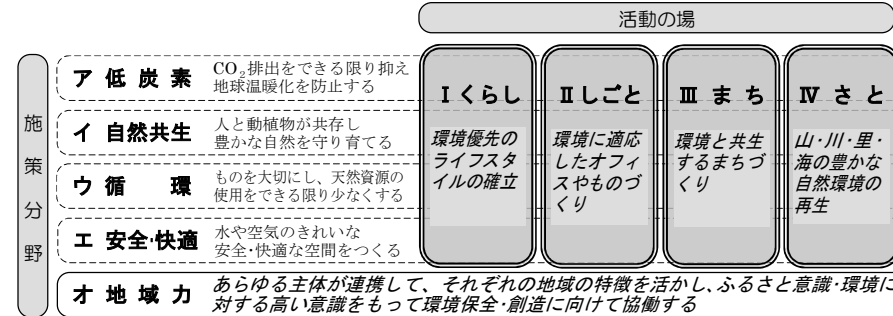
第4次兵庫県環境基本計画(平成26年3月)

<基本理念>

地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現

県民にわかりやすく活動の「場」を基本に体系化

- ①県民の活動の「場」として「暮らし」「しごと」「まち」「さと」の4つの柱で施策を整理し、県民の積極的な取組を促進
- ②「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」という環境分野を上記①の「場」ごとに整理し複合的に施策を推進
- ③各主体が協働し地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤として位置づけ、環境保全・創造の取組を総合的に推進



- 低炭素**
- CO₂排出の少ないライフスタイルへの転換
 - 住宅等への再生可能エネルギーの導入拡大
 - 低炭素型の産業活動の推進
 - オフィス・ビルの低炭素化
 - 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大
 - 環境に配慮した交通の実現
 - エネルギーを効率的に利用するスマートシティの実現
 - ヒートアイランド対策の推進
 - CO₂吸収源としての森林機能の整備
 - バイオマスの利活用の促進

- 自然共生**
- 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進
 - 公共事業における環境への配慮
 - 環境に配慮した農業の推進
 - 多様な担い手による森づくり活動の推進
 - 自然とのふれあいの推進
 - 生物多様性の保全の総合的推進
 - 野生鳥獣の適切な捕獲・管理
 - 外来生物対策の強化
 - 県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の適切な管理
 - 健全な物質循環の確保による豊かな海づくり
 - 自然とのふれあいの推進
 - 県民への普及啓発

- 循環**
- ごみ減量化の促進
 - 循環型社会の担い手づくり
 - 廃棄物系バイオマスの利活用
 - 廃棄物の適正処理の推進
 - 地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり
 - 温暖化に配慮した廃棄物処理の促進
 - 廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進
 - 公共関与による適正な最終処分
 - 未利用木質系バイオマスの利活用

- 安全・快適**
- 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進
 - 公害防止体制の適切な運用
 - 化学物質対策等の推進
 - 放射性物質に関するモニタリング
 - 大気環境の保全
 - 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止
 - 身近な生活環境の保全
 - 広域環境汚染対策と県民への迅速な情報提供
 - 防災・減災の社会基盤整備
 - 災害に強い森づくりの推進
 - 不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対応

- 地域力**
- 持続可能な社会の実現を目指す人づくり
 - 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進
 - 様々な主体との協働による取組の推進

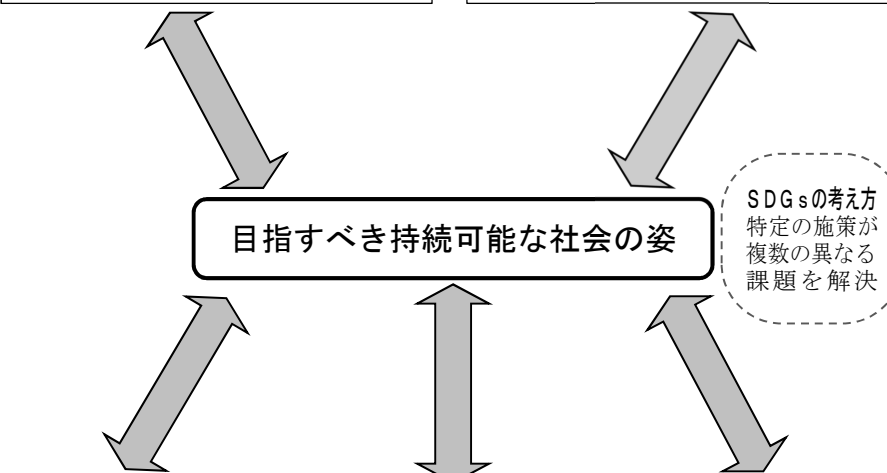
第5次兵庫県環境基本計画(仮称)(平成30年度策定予定)

<基本理念>

○○○○○○ (未定)

- 低炭素**
- 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減
 - 太陽光、小水力、バイオマス、風力等の再生可能エネルギーの導入拡大による地域活性化
 - 低炭素型まちづくりの推進
 - CO₂吸収源としての森林機能強化
 - 温暖化からひょうごを守る適応策の推進
 - 次世代の担い手づくり

- 自然共生**
- 多様な担い手による森づくり活動の推進
 - 生物多様性の保全の総合的推進
 - 野生鳥獣の適切な保護・管理
 - 外来生物対策の強化
 - ヒアリをはじめとする危険な特定外来生物の防除
 - 県民総参加の森づくりの推進等、里地・里山の保全・再生
 - 健全な物質循環の確保による豊かな海づくり



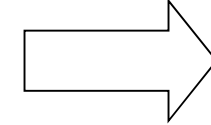
- 循環**
- 廃棄物の一層の排出抑制
 - ごみ減量化の促進(家庭系・事業系)
 - バイオマスの利活用
 - 廃棄物の適正処理の推進
 - 温暖化に配慮した廃棄物処理の促進
 - 廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進
 - 災害廃棄物対策
 - 海ごみ対策

- 安全・快適**
- 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進
 - 公害防止体制の適切な運用
 - 化学物質対策等の推進
 - 大気環境の保全
 - 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止
 - 広域環境汚染対策と県民への迅速な情報提供
 - 災害に強い森づくりの推進
 - 不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対応

- 地域力**
- 持続可能な社会の実現を目指す人づくり
 - 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進
 - 様々な主体との協働による取組の推進

- ひょうごの環境指標**
- 重要度に応じた重み付け
 - 数値目標(最終年度・途中年度)
 - 明確で客観的な評価基準(数値目標に対する達成度を点数化)
 - 質・中身の評価

・新たな環境課題への対応
・SDGsの考え方の活用
・メリハリのある指標による進捗管理



国 第五次環境基本計画(平成30年3~4月頃策定予定)

中間とりまとめ(H29.8.8)

<目指すべき持続可能な社会の姿> 「循環共生型社会」

: 人類の英知を結集して環境・経済・社会の統合的向上を目指し、あらゆる物質・生命の循環と自然・生態系との共生を追求する社会

<今後の環境政策の展開の基本的考え方>

1. 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応
2. 環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化
3. 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

<重点戦略>

1. 持続可能な経済社会の構築
2. 国土のストックとしての価値の向上
3. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域づくり
4. 健康で心豊かな暮らしの実現
5. 将来を支える技術の開発・普及
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と相互互惠関係の構築

《重点戦略を支える環境政策》

- ①環境教育
- ②環境保健対策
- ③環境影響評価
- ④環境情報整備
- ⑤公害紛争処理
- ⑥環境研究

国の計画との整合